

平成25年12月19日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	山崎鉄好
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里己
14番	末藤正幸	15番	小池一哉
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	牟田勝浩	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松本重男
次長	友廣秀敏
議事係長	川久保和幸
議事係員	江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	溝	上	正	勝
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	成	松		薫
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
上	下	水	筒	井	孝	一
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 7 号

12月19日(木)午前10時開議

- 日程第1 第78号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第86号議案 平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 第87号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 第76号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 第77号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 第79号議案 山内中学校管理・教室棟改築工事請負契約の締結について(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 第82号議案 平成25年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 第74号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 第75号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第80号議案 市道路線の変更について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第83号議案 平成25年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第84号議案 平成25年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第85号議案 平成25年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第88号議案 平成25年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第89号議案 平成25年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第73号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例(所管常任委員長

		報告・質疑・討論・採決)
日程第 17	第 81 号議案	平成 25 年度武雄市一般会計補正予算 (第 7 回) (所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 18	諮問第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について (質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決)
日程第 19	議提第 3 号	武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例 (趣旨説明・ 質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第 20	決議第 1 号	武雄市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議 (趣旨説 明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第 21	閉会中継続調査申出について (各委員会調査事件) (議決)	

開 議 10 時

○議長 (杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

[19 番「議事進行」]

19 番山口昌宏議員

○19 番 (山口昌宏君)

おはようございます。議長にちょっとお伺いをしたいと思います。

一般質問の中で、谷口議員の質問の中でありましたもろもろの案件について、黒岩議員さんのほうから議長への議事進行が出されておりますけれども、議長はそれについて、精査をして、その後、議会へ報告をするというような方向で申し出があっておりましたけれども、今議会で、まだ、いまだにあっておりません。そういう中で、議長としてどのような精査をされたのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長 (杉原豊喜君)

ただいまの議事進行について、お答えいたします。

一般質問の 3 日目でしたか、谷口議員の発言の中でですね、会議が紛糾する内容があり、議事進行等が出たところでございます。それについて今まで精査をしてきたところでございます。その中間的な報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、教育の教材で絵本を使用して一般質問をされた際、絵本の中で実際絵を描かれた本人の名前を引用され発言をされましたが、絵本を出版された著者や、絵を描かれた本人の了承をとっていたのかという発言があり、問題になったところでございます。紛糾したところでございます。

絵本の著者には確認できましたが、実際絵を描かれた本人には、いまだ、まだ確認がとれておりません。まだ会期中でもございますので、事務局等多忙でございますので、これから精査をして、また報告をさせていただきたいと思っております。

以上で、ようございましょうか。はい。

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）

あえて、議事進行出しますけれども、けどそれがね、議長さんね、私が言いよった、だめな方法なんですよね。議長がやられてるのはね。

著者に確認できたと、じゃどうだったのかと、確認したならね。今確認したとおっしゃったでしょ。確認したところは、どっちが本当だったって、それが非常に武雄市議会があやふやであるということ、私ずっと言いよったですよ、今までね。

だからどっちかが、例えば片一方が悪く、今度言いますけれども、片一方が悪かったときには、それは違うという反論をすとか。あるいはそうだった、ああごめんなさいと謝るとか、そういう結論がうやむやだということで、この前のときですね、3日目やったですか、私ちょうど伊万里に行っていなかったんですけども、そういう話が支持者の方から来たから、それじゃいかにでしょということでトップに、最初に言ったんですよ。

できればテレビの中で、テレビでの質問ですので、言ったほうがね、著作権問題、大変な問題ですよ、ほんとのこと言ってね。損害弁償抱えますしね。ほんと財産吹っ飛ぶような目遭うと、そういうことありましたので、ぜひとも、まだ、テレビ放送あってるうちにやったらどうかちゅう話しました。

今も議長さんは、確認はとれたと、それじゃ何も納得できんじゃないですか。確認したところこうだったと。いや谷口さんはととととと、いやとってなかったとかね。それやっぱり言うべきじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。（「はっきりしてください、いいです」と呼ぶ者あり）（笑い声）（発言する者あり）（「笑い事じゃないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

この件についてはですね、市民の方からもいろいろどうなったのか、また、子どもの名前を引用してとか、いろいろ電話あるいはメールとか、あっている状況でございます。

そういったことですね、絵本を出版された著者、この方には、昨日事務局がお会いして、本人が承諾して本を貸したという、本人、その著者の確認はとれております。

また、絵を描かれたその方、その当時は子どもさんだったと思えますけれども、その方に今、所在等も今確認中でございますけど、とれていないという状況で、ここら付近をまた精査をさせて報告をさせていただきたいと。

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）

私そんな難しいことじゃないと思うとですよ。勘違いかわかりませんが、今、谷口さんおっしゃるようになりますね、著者の方にはとれたと、どがんしてとったですかと、こうしました、一緒のことすればいいわけですね。

だから、4本足のカラスやったですかね、何やったですかね。そのときの……（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

鶏。

○23番（黒岩幸生君）〔続〕

鶏ね。おりませんでしたので、すみません、鶏でしたね。それに対してもこうやってとったんだと言われるのであれば、そのとおりをすれば、すぐできるとやなかですか。谷口さんのとられた方法をとればね。（発言する者あり）肖像権っていうのは、すみません、もう、せっかく、よかですか。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○23番（黒岩幸生君）〔続〕

時間入りますけども、肖像権ってのはどういうものかと、うちの兄弟がね、義理の兄弟が大変な目遭ったから言ってるんですよ。

写真を撮ったちゅうんですよね。小さく、看板が見えないぐらい写とったんですよ。風景を撮ったところに。それを会社で使った。それを引き伸ばして、裁判かけられて大変な目に遭ったんですよ。だから私、ここでモニター使うと、しょっちゅう皆さんに言うですよ。用心しましょうちゅう話、そういうことあるからですよ。だから、もしとってなかったら大変なことになるからね、議会中してくれと言ったら——ちょうど谷口さんがとられたような方法を、聞いてとればいい、簡単に済むとやないですか。

〔24番「言ってくださいよ、本人に。自信を持っていますよ」〕（「うそばかりです」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

今の議事進行ですが、谷口議員がどのようにして、そういう絵本を、絵を描かれた方に確認をとられたか、今のところ、まだ谷口議員からも事情を聞いておりませんので、谷口議員から、その方法等も聞いて、また精査をして御報告をさせていただきたいと。（発言する者あり）

それでは本会議を続けます。

市長から提出されました、諮問第6号及び議員から提出されました議提第3号及び決議第1号までの3件を追加上程いたします。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第3 第78号議案～第87号議案

日程第1.第78号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例から日程第3.第87号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回)までを一括議題といたします。

以上の3議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第78号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長(小柳義和君)〔登壇〕

おはようございます。今議会で本委員会に付託されました、第78号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、使用競輪場を追加し、武雄主催ではほかの競輪場を使用して競輪の開催を可能とするもので、F2ミッドナイト競輪を開催することにより、収益の確保を図るものとのことです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(杉原豊喜君)

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第86号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長(小柳義和君)〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第86号議案 平成25年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(1回)について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は主に管理監の退職にかかわる人件費に関するものとのことです。審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(杉原豊喜君)

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第87号議案に対する報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長(小柳義和君)〔登壇〕

今議会で本委員会に付託されました第87号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(1回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

株式会社コスモス薬品が新たに武雄北方インター工業団地に進出されることに伴い、側溝整備、雨水管、汚水管理設を含み、団地内道路を整備する経費が計上されております。財源

は、県負担金が2分の1、一般会計からの繰入金も2分の1ということで説明を受けました。審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

今賛成多数ということだったんですけど、その反対の理由は何だったんですかこれ。賛成多数のうち、どなたかが反対されたことですよ。その反対の理由は何なんだと。

○議長（杉原豊喜君）

小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

私としてはですね、討論を求めましたけれども、討論省略ということですね、採決をいたしました。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

例えば、この間の決算の委員会的时候にもですね、そういうふうに、その反対の理由のわからない反対があるんですよ。委員会でその協議をして、その経過を踏まえた上でですよ、反対は反対としてあってしかるべき、しかし反対の理由っていうのはですね、やっぱりわからんことには委員長としても報告のしようがない。そういう中で、どのような経緯を踏まえての、反対だったのかというのを、お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

その採決をする前の討論についてはですね、先ほど申し上げましたように、そのお話はございません。反対理由はございませんでしたけれども、それまでの委員会の中でもろもろ等についてのですね、質問等協議等において、いろいろとお聞きはされております。そういうことですね、討論がないのをですね、ここでまた討論を求めますと、ということですね、無理やり、問題を出させるのはどうかなと思うということで、私、委員長として採決に入るところです。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、何番議員ですかね。

○議長（杉原豊喜君）

○23 番（黒岩幸生君）〔続〕

19 番議員が言われたとおりなんですよね。つまり委員会として、討論はなくて、意見が出てたつちゅうことよくありますよね。反対意見、賛成意見あったと。だから委員長としては、修正もあるんですからね。賛否両論が出たとき、必ず委員長として、何とか一本にならんかっていう努力はしますよね。文教なんかこの前一所懸命されてるんですけどね。一所懸命します。

それでどうしても相入れないときは、仕方ないつちゅうことで、討論、賛否をとるんですよね。だからそれも、意見が出てなければ、とるつちゅうことないと思いますので、意見が十二分に出たと思うんですね、反対のこの。そこを言ってですね、こういう意見が出た、討論については省略されたというふうに言われたほうが、はっきりするんじゃないかと思うんですよね。

反対の意志、意見はどこだったのか、ということなんです。それは討論に普通出ますけども、討論というのは、討論しながら何とか自分の意見に来ていただきたいつちゅうことで討論するんです。始めからもう、分かれていっちょけやなくて、討論っていうのは皆さんに諮って、私の意見に来てくださいって言うため、討論をするんです。それは、するしないは勝手ですけどね。意見は、反対意見が出たはずですので、そのことおっしゃっていただければね、いいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（杉原豊喜君）

小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

委員会の中に反対意見っていうことはなかったんですよ。（発言する者あり）

反対意見ではなくてですね、こういうものはどうかというようなことと、質問等はあったわけですよ。（「だからそこを言わんと」と呼ぶ者あり）

その中でですね、江原議員さんがいろいろこう、極力分散して排水することを考えているとか、あるいは起債時や計画から県と市の負担等、変わった理由、またこんなことになるのかというようなことを、お尋ねをされまして、その回答といたしましてはですね、その都度整備が必要になるとのことにならないように考える、一括分譲の計画であったが、なかなか売れないという状況で、分譲のあり方等々協議、呼び水の期待を込め、分割分譲に至ったというようなところも、話があつとります。（「議長としてやっぱりちよつと」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。（「議事のあり方ば教えとかんば。江原さんも」「反対の理由もなく反対ってありえんもんな」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 78 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 87 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「議長」と呼ぶ者あり〕

26 番江原議員

○26 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 87 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）について、反対の討論を申し上げます。

本補正予算は、県負担金 2,650 万円。市一般会計からの繰入金 2,650 万円、合計 5,300 万円が新工業団地内道路等整備工事に支出される補正予算であります。この予算は参入される事業者の分譲価格に組み入れて事業を行うべきではないでしょうか。

一般市民が宅地内の道路整備、あるいは側溝整備。特に側溝整備につきましては自己負担の原則であります。私は、今回の新工業団地内道路等整備工事に支出される補正予算につきましては、すべて分譲価格に組み入れてやるべきだと申し上げ、反対の討論をいたす次第であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

14 番末藤議員

○14 番（末藤正幸君）〔登壇〕

第 87 号議案に対する賛成討論を行います。武雄北方インター工業団地は、もともと一括分譲での計画でありましたが、積極的に企業誘致を行う中で、4年を過ぎた今、なかなか売れないという状況の中で、分譲のあり方を県と協議し、今後の誘致の呼び水の期待を込めて、分割分譲に至ったとの説明があったわけですが、私はこの経済状況などを見て、武雄北方インター工業団地への初めての企業誘致が実現できたことは、次を期待する大きな足がかりになると考えるわけですが。

進出企業に対する優遇措置等も手当てをしながら、市の雇用対策、また経済対策発展のため、しっかり取り組んでいることに対し、反対をするということは、経済対策、雇用対策を冒瀆するものであります。

そのことを申し上げまして賛成討論にかえさせていただきます。皆さん御賛同よろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 ～ 7 第 76 号議案～第 82 号議案

日程第 4. 第 76 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 7. 第 82 号議案 平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）までを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 76 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 76 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は市内小中学生にかかわる医療費の助成の範囲を拡大する条例改正であり、委員からは、償還払いではなく現物支給ができないかとの意見がありましたが、システムの改修や市内市町の足並みがそろわないと厳しいとの回答でございました。

また、本会議で質疑がありました、償還払いと現物支給になった場合の差額については、試算では最低でも 2,000 万はかかるということでありました。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 77 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 77 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い条例を改正されるもので、延滞金の利率の見直しで、14.6%を 9.3%に、納期限 1 カ月以内の場合は、4.3%を 3.0%に改正するものと説明を受けたところであります。

なお、市民税等については、9 月議会において改正されておりますが、後期高齢者については広域連合で実施しており、県内市町足並みをそろえるということで、今議会に上程され、本議案については慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 79 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 79 号議案 山中中学校管理・教室棟改築工事請負契約の締結について、審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本契約は、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札会により、栗原・五光建設共同企業体が消費税等を含め、6 億 2,532 万円で落札、平成 25 年 11 月 13 日付で、建設工事請負仮契約を締結されたものであり、質疑でもありましたけども、入札には 3 共同企業体が参加され、落札率は 95.99%とのことでありました。また、委員からは公契約について質疑がありましたが、武雄市には公契約条例がなく、1 次下請については承認申請があるが、2 次、3 次の下請については報告がないということでありました。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 82 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 82 号議案 武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 5 回)について主な審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

歳出では、一般被保険者療養給付費として一般診療報酬、現物分に不足を生じるため 1 億 5,600 万の追加を計上されております。これは、3 月から 8 月の 6 カ月分の給付費が月額 3 億 320 万の実績となり、今後の支払いに不足を生じる見込みのためとのことであります。また歳入では、療養給付費負担金、高額医療費の増加に伴い、3 款 2 項 1 目の財政調整交付金で 1 億 8,980 万 1,000 円の計上がなされております。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 76 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 77 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 79 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は委員長報告のとおり可決されました。続いて、第 82 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程 8～15 第 74 号議案～第 89 号議案

日程第 8. 第 74 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例から、日程第 15. 第 89 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）までを一括議題といたします。

以上の 8 議案は、建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 74 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました、第 74 号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例について報告いたします。

今回の改正は、下水道事業に関する農業集落排水事業、公共下水道事業、及び戸別浄化槽事業、これら 3 つの特別会計を統合し、武雄市下水道事業特別会計下水道事業に改正するものであり、平成 26 年 4 月 1 日からの施行になるとのことでした。統合した場合の影響として、消費税申告が一本化できるなどのメリットがあるとの説明がありました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。7 番宮本議員

○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

消費税の申請でメリットがあるっていうことだったんですけども、各個々のですね、労務

費とか何とかが合算されて、部分部分がわからなくなるっちなことも懸念されるんですけども、その辺の合同してですね、わかりにくくなるっていうところに対しての、議論とかありましたか。

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

細部のそこの点の審議はしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、第 75 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました、第 75 号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例について報告いたします。

市では、平成 20 年度より県屋外広告物条例の事務の一部の権限移譲を受けて許可、撤去、是正指導などを推進しているが、屋外広告物の許可手数料の負担に不満が強く申請件数が伸びないのが現状であるとのことです。県においてもこのことを改善するため、今年の 11 月議会で手数料を減額する条例改正が提案され、市においてもこれを受けて、県条例を準用する当市の屋外広告物手数料条例を改正するものであるとの説明を受けました。

改正点は 2 点であり、その 1 点目は、手数料の免除または減額することができる条項に手数料を徴することが不適当であると認められる広告物または掲出物件で、市長が指定するものを表示し、または設置するとき、を追加するもので、これは公共団体以外が設置する交通安全のぼり旗、子どもの安全確保、労働安全衛生にかかるもの等が対象となります。

2 点目は、手数料にかかるものです。屋外広告物は最高 3 年まで申請できるようになっており、これまでは新規の場合、1 年目は 100%、2 年目、3 年目はそれぞれ 50%ずつが手数料としてかかっていたが、1 年目のみ 100%、2 年目、3 年目には手数料がかからない内容に改正され、また、4 年目以後の更新時には、これまで新規と同じ手数料がかかっていたことが、これを減額するものであるとのことでした。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 80 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第 80 号議案 市道路線の変更について報告いたします。

今回の変更は、今年度末に東部開発地域である国道 34 号バイパス沿いのパチンコ店東側農地にコメリ等が出店を計画しており、区域内にある市道門町六田線が、開発に伴い機能がなくなることから、同市道の部分的な用途廃止を行うものです。また、市道門町六田線及び六田 1 号線の起点部分を変更することの説明を受けました。なお、委員会において現地を視察し確認したところです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 83 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第 83 号議案 平成 25 年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について報告いたします

今回の補正は、国の交付金の内示減に伴う事業費の減額及び消費税確定申告に伴う還付金の増額等であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 84 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第 84 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）について報告いたします。

今回の補正は、平成 24 年度分の消費税確定申告に伴う消費税還付金の増額及び前年度繰越金の確定等による歳入の補正であり、歳出予算については職員給与等の減額補正であると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 85 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第 85 号議案 平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）について報告いたします。

今回の補正の主なものは、交付金事業の内示額の減額等に伴う借入額の減額及び利率の減少に伴う減額補正であるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 88 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました、第 88 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）について報告いたします。

執行部からは、収益的支出において、給与費関係において、給与減額特別措置及び 4 月の人事異動による減額補正であると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第 89 号議案に対する報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました、第 89 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）について報告いたします

今回の補正は、消費税増額の影響と思われる需要があり、当初の見込み以上に戸別浄化槽

の設置申請が増加したため、工事請負費の増額補正をお願いするものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第74号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第74号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第75号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第75号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第80号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第80号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第83号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 84 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決すること御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 85 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 88 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第 89 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 89 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 第 73 号議案

日程第 16. 第 73 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました、第 73 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

本議案は消費税率の改正等による、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備を行うものであり、当委員会では、行政財産を目的外使用で貸し付けた場合の使用料について、消費税法の改正により、条文の中で 100 分の 105 を乗じて得た額としているものを、消費税等相当額を加えて得た額に、武雄市行政財産使用料条例の一部を改正する内容について審査を行いました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 73 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案のうち、本委員会所管となるものは、第 12 条 武雄市山内農村環境改善センター設置条例の一部改正、第 13 条 武雄市勤労者福祉会館設置条例の一部改正、第 14 条 武雄市給湯条例の一部改正、第 15 条 武雄市竹古場キルンの森公園設置条例の一部改正の 4 件で、いずれも使用料、または給湯料について、掲載の提案理由により、改正を行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託をされました第 73 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例（分割）の第 2 条から第 9 条までについての審査の内容と結果について御報告を申し上げます。

本議案は、消費税法の一部改正に伴い改正されるもので、現在の使用料に 3% 上乗せをする改定との説明を受けました。

なお、計算で 10 円未満の端数が出る場合については、切り捨てをしているということがありました。

なお、委員からは市民への負担額について質問があり、教育施設の使用料について、24 年度の決算額に 3% 上乗せをした資料を提出していただき、検証確認をしたところでございます。

なお、本議案については、消費税導入そのものに反対で、本議案についても、消費税の上乗せ改正条例であり、反対との意見があり、本委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました、第 73 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例について報告いたします。

今回の改正内容は、消費税等の税率の変更に伴い、関係条例を改正するものであるとの説明を受けました。

なお、武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正として、第 10 条において、瓶類袋 15 リットル（1 枚 10 円）を新たに加えるものであるとのことでした。瓶類袋については、現在、30 リットルのごみ袋しかないが、高齢者からの強い要望や収集業務従事者の安

全等を考慮して、今回新たに作成したとのことでした。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日施行であるが、第 10 条の規定においては、平成 26 年 1 月 1 日からの施行であるとのことでした。

委員から今回の 15 リットルの瓶類等の導入に伴って、市の負担増はどのくらいか、との意見が出され、これに対し執行部からは、半分の容量が 15 リットルの瓶類袋にかかわるとすると 8 万 3,000 円の負担増。(発言する者あり) 全部が 15 リットルの瓶袋にかかわるとすると 16 万 6,000 円の負担増になる、との回答がありました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」「議長」と呼ぶ者あり〕

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

第 73 号議案の中で、すべての市民、世帯に影響が大きいと考えられるのは、73 号議案の中で、建設常任委員会に付託された、特に 19 条から 20 条、21 条、22 条。これはすべての市民、すべての世帯にかかる 3% の消費税上乗せの分ですね。

先ほどの、福祉文教委員長の報告にあったように、社会文化体育施設相当に係る分で 100 万。その他いろいろ影響額出ておりましたけれども、一番、市民生活に影響を与える建設常任委員会の、今言いましたように、条文に関しては、どのような影響が考えられえるのか、論議されたのか、答弁お願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

すみません、その件につきましては議論が、委員からの意見もなく、なされませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

25 番平野議員

○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕

3% ですよ。ですから、相当な第 73 号議案の中で占める建設常任委員会に付託されたこの案件というのは、最もこの第 73 号議案の中で市民とのかかわり、市民生活のかかわりで言うならば、最も大きい影響を与える内容だと。全然、論議してなかったんですか。(発言する者あり) (「少しはしたんでしょ」と呼ぶ者あり)

○議長（杉原豊喜君）

山口良広建設常任委員長（発言する者あり）

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

はい。すみません、しておりませんので。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。（発言するものあり）

ここで、第73号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第73号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第73号議案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例、この第73号議案に反対の立場から討論をいたします。

武雄市民が利用する小中学校の施設使用料や、文化会館、社会施設等の使用料に、消費税率が来年4月1日以降5%現行の税率を8%にするという内容であります。

先ほど質疑でも言いましたように、上水道、下水道、あるいは、その排水処理等々、市民生活すべてに影響を与える内容でありますけれども、安倍自公政権の決定に伴い、増税分の3%に相当する額を上乗せする。市民生活にどのような影響を与えていくのかと、こういうことを論議するのは当然であります。

条例改定の理由として、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的改革を行うため、とありますけれども、この消費税増税分を社会保障の財源に回すといった、一体改革の政府の口実は既に破綻していると、指摘せざるを得ません。

生活保護の基準引き下げに始まって、年金の支給も今年から3年かけて、2.5%引き下げる。あるいは、介護保険も2年後には、利用料1割を2割にする、あるいは介護保険の中身も、この一般質問でも指摘をしましたけれども、地方自治体に与える影響も、その中で考えられる内容でもあります。2年後のプログラムが、既に新聞でも報道されております。

消費税は、消費者から品物を買ったり、サービスを利用したりするたびに課税されることは、改めて説明するまでもありません。1%増税するだけで、約2兆5,000億円もの税収が増えて、その分国民の負担なり、購買力が奪われることになる。

〔市長「うん」〕

まさに消費破壊税だと指摘せざるを得ない内容であります。

〔市長「何の条例と関係あると」〕

行政のサービスにも（発言する者あり）消費税が増税される。そのための条例の整備が（発言する者あり）今回の議案であります。その結果、

〔市長「何の条例と関係あると」〕

24 年度年の市の決算ベースで、社会教育施設使用料についてだけ、福祉文教委員会でも資料を求めて論議したわけでありますけども、増税分は 104 万 9,175 円にも上ります。

この条例の第 1 条から 23 条まで、総額どれだけの市民負担増になるかはわかりませんが、いずれにせよ、国民の所得が減り続ける中で、消費税が増税されれば国民生活が一層悪化し、日本経済が落ち込む。このことは、さきの……（「国会で言え」と呼ぶ者あり）5%から 8%になった時点での、景況感が悪くなったと、景気が悪くなったと……（発言する者あり）所得が引き下げられ——討論しにくかですよ、がたがたがたがたしてるのは。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。討論してください。（発言する者あり）

○25 番（平野邦夫君）〔続〕

静かに聞いてください。（「討論」と呼ぶ者あり）

これは検証済みでもあります。来年 4 月 1 日増税を見据えた駆け込み需要が、一部には景況感がよくなったという報道もありますけども、4 月 1 日実施以降、その反動が出てくることは過去の経験からも明らかであります。

〔市長「それ市議会やなかやん」〕

今必要なのは、国民の購買力をいかに高めるか。そして内需を継続して高めていく、この施策こそが今求められていると考えます。国民市民への負担増を求める施策に対し、地方自治体に与える影響も大きいわけでありますけども、このことを指摘をして反対の討論といたします。

以上です。（「よかのう共産党は」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）〔登壇〕

議案第 73 号について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

討論は用意しておりませんでしたけれども、建設常任委員会がぼろくそ言われましたので、（「ぼろくそ言っていないよ」と呼ぶ者あり）言われましたので、ぼろくそなんですよ。

なぜならば、この条例っていうより、条例改正です。国の動向を受けて、地方が受けるために、今の 5%受けられないから、この改正ですよという説明をうちは受けました、建設委員会はね。それは仕方ないなど。我々が国会議員であれば、賛成・反対あるかもわかりませんが、消費税に対して。しかし地方としては、国が変わってきたもの、財源を受けなければならない、負担しなければならないというのが、地方の立場なんですよ。

〔市長「そうです」〕

だからそういうことで、建設委員会としては、それに対して、消費税に対してこういう変

わりであれば、条例改正仕方ないということであつたんですね。

消費税について言いたいことはあります。中曽根総理大臣のときですかね、消費税ちゅうのが導入されたんですよ。そのとき言われたことが、税の極意とは何か。もちろん反対しましたよね、我々はね。税の極意とは、鶏が寝てる間に、鶏の毛をむしるときに、鶏が気づかないようにむしるのが税の極意だ。(発言する者あり) こう言われたんですよ、当時の中曽根首相のときだったと思います。たまつたもんじゃないと。我々は消費税よりも、間接税よりも直接税、税の痛みを感じる税でなければ、どうしても納める人がね、自分の税金がどう使われているかわからない。我々も反省しなきゃならないのは、市民の皆さん方の税金をちゃんと使っているかと。そういうところに目を向けるべきなんですね。

ただいま反対討論なされましたけれども、国保の決算でも反対をなされました。びっくりしたんですよ。じゃあ監査はどうなっていくのかと、国保のですね。恐らく監査のときも、監査委員になられた経験ございますので、認められなかったろうと思います。過去のこと知りません。

そのように地方と国の違い、県との違いがある。だから、どういう悪法であっても、地方は守らなければならないし、いろんなことに耐えて、地方は地方として、武雄市議会は武雄市議会としてですね、その中で武雄市民をどのように守っていくかということが大事だということを付言いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よつて、第 73 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 第 81 号議案

日程第 17. 第 81 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長にその審査の経過並びにその結果について報告を求めます。山口裕子総務常任委員長

○総務常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 81 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について、審査内容と結果を報告いたします。

今回主な補正は、東日本大震災の復興財源の確保に伴う、本年 7 月から来年 3 月までの減額特例措置に係る給与や、一般職員異動などに伴う人件費の補正のほか、杵藤広域圏の負担金の確定や、来年 4 月からの電子納品の導入に伴う経費についての補正という説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。小柳産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（小柳義和君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 81 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（7 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入の労働費県補助金、農林業費県補助金、歳出においては、労働費、農林業費、商工費でございます。

歳出の主なものを申し上げますと、商工振興費に企業誘致補助金 1,300 万円が計上され、市内在住者の新規雇用を行う豊田合成、富士精機製作所に対して雇用奨励金を交付するもので、委員からは昨今の企業進出の状況を見ながら、雇用の規模などにわたり質疑が交わされました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 81 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）（分割）について主な審査の内容と結果について御報告申し上げます。

3 款民生費児童福祉費では、子どもの医療費の試算で不足する 800 万や子ども・子育て支援新制度にかかわるシステム構築委託料 513 万 7,000 円が計上をされております。10 款教育

費の学校環境整備事業では、武雄中学校武道場改築工事の工事請負費に2億1,600万などが計上をされておりました。

また、小学校費の備品購入費として1億2,600万。これは来年4月に小学校に配付を予定してある、タブレット型等の端末購入のためと説明を受けたところでございます。委員からは、3月の準備に間に合うかという質疑があり、来年の1月末までにはプロポーザル審査会を実施し、3月末までには各学校に配置の準備をするということでありました。また、破損した場合にはどうなるのかという質疑では、市で対処をするということであり、また9時以降の使用制限等については、今後いろんなところから意見を聞いて、検討していくということでありました。

なお、タブレット購入が多忙化につながり、学力水準の引き上げる等にも不安材料があり、拙速過ぎるということで、教育費のタブレット購入等に反対との意見があり、本委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。山口良広建設常任委員長

○建設常任委員長（山口良広君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第81号議案 平成25年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について報告いたします。

今回の補正の主なものとして、河川維持費において、8月31日から9月2日の豪雨による北方西杵地区の急傾斜地崩壊防止事業に伴う増額補正、また、街路事業費においては、県営事業の甘久武雄線や内町迎田線の内示の増額分に対する15%の負担金の増額補正をお願いするものであるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第81号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第81号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26 番江原議員

○26 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 81 号議案、平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）に反対の討論を申し上げます。

第 1 に、小学校費、学校管理費のタブレット型端末等購入費、1 億 2,600 万円の補正に反対です。その理由は、私、9 月定例会の中でも、反対討論しましたが、その内容、無線 LAN ネットワーク工事費、6,941 万 6,000 円。教育監人件費 360 万円。共済費 55 万 9,000 円の補正に対して、反対の理由を申し上げましたが、今回合わせますと、合計しますと、1 億 9,957 万 5,000 円になります。約 2 億円であります。これだけの予算を計上する上で、この導入の経過について疑問を抱くものであります。

この間、議会の中で質疑をしてまいりましたが、この間の教育委員会の提示している、平成 25 年度武雄市の教育方針には、タブレット端末を活用した、反転教育を進める方針は、どこにも示されていません。

憲法と地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱、及び教育教員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理、執行するとなっております。教育委員会は合議により、職務を遂行すると示されているではありませんか。ところが、この間の経緯は、市長による教育方針の押しつけではありませんか。（「違う違う」と呼ぶ者あり）

本会議の場で市長は、教育監が鎌倉で……（発言する者あり）教育長に任命されなくてよかった、などと公言されましたが、事実はこのことを裏づけているではありませんか。

〔市長「何の関係あると」〕

これでは、教育現場の自由が、雰囲気はなくなり、現場の意見が反映されなくなっているではありませんか。（発言する者あり）

反転授業で、武雄市を学力日本一にすると、記者会見で表明されているように、明らかに教育に競争原理を持ち込むものであります。（発言する者あり）

教育の目的であります、教育基本法の第 1 条、目的は、教育は人格の完成を目指すものであり、この趣旨と相入れないものとするものであります。公教育における挑戦と言わなければなりません。よって、この補正予算見直しを求め、反対するものであります。

第 2 に、企画総務費の操出金 2,650 万円、新工業団地整備事業特別会計に操出金に反対であります。これは同じく県費 2,650 万円で、合計 5,300 万円で、工業団地内の側溝整備や、汚水管の埋設費用に充てられますが、この予算も本来、分譲価格に入れるべきではありませんか。

造成のときは市中銀行から借り入れされていますが、当然同じ造成と同等のものであり、分譲価格に入れることを求め、反対の討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

19 番山口昌宏議員

○19 番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。賛成の立場より、討論をさせていただきます。

ただいまの話の中で、工業団地等々の反対の意見もありましたけれども、本来ならば、反対意見というのは、例えば、震災の影響で、職員の給与を限定でありましたけれども、引き下げたと、半年間の。今そして、世の中どうなっているかという、もう仕事いっぱい、不落が出始めております。不落って何かというと、もう入札をしても、落札をしきれないと、もう受けきれないというようなそういうふうな状況も、もう多々出ております。そういう中で、あえて市の職員の給与を引き下げる理由も、もうそろそろ見当たらないのじゃないかと。そういう中で、そういうふうな面での反対であれば、私も、うん、いいことを言われるから、賛成をしようかなと思ったんですけれども。そういうふうなことじゃなくって、何か揚げ足取りのような反対討論でありましたので、今回のこの案件については賛成の立場から皆様方の賛同をよろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私、賛成討論をいたしたいと思えますけれども。

ただいまの反対者の方が、以前私が I T 行政推進特別委員会をつくったときに反対なんです。だから学校に I C T を持ち込むという、こっちはもちろん反対だと思いますけれども、そういうことで、教育の、何ですか、干渉だといろいろ言われましたけれども。私はですね、市長の姿勢として、あるいは、教育監を連れてきて、北方、武雄、すみません失礼しました。武雄市でね、I C T を使った教育をしていく。これは、素晴らしいことだと私は思うんですよ、公の場で。

先日、テレビを見ておりましたら、宮崎県か熊本県か知りませんが、予備校で電子黒板を使った授業がなされてるんですね。だから、I C T を使うことによって、30 人、40 人の方が瞬時にですね、どこがわからないちゅうことが、わかるんですね。教育が大きく変わってくる。

うちの孫が、1 人が保育園、1 人が小学校なんですけども、我々が使えんのに使えますよね。パソコンなんか自由に使えます。字は読みきらん、それでもばりばり使う。タブレットばりばり使っていくと。この前、お前なんば見よっとか、ユーチューブ見よっばいと。こんな話なんです。

これだけの能力を、やっぱり学業の場で伸ばしていくということに対してはですね、本当に門戸を開いてですね、今市長がたたかれながらもね、教育に取り入れていこうと言うのを、我々はもっともっとやっぱり理解して、そうして支援してやるべきだと思うんですね。そのため、そこにすばらしい教育監に来ていただいたということも、鎌倉市やったですかね、あそこは損失かわからんですけど、うちは、武雄市は大きな買い得だと思うんですね。そして、子どもたちを、どうせそうなっていくますからね、事前にうちがとって、そういった本当の教育としていくというためには、必要なものだと思います。

また、先ほど来、工業団地の話をされますけれども、工業団地は何のためにつくるかちゅうことですよ。業者のためにつくるんじゃないですよ、それは誰でも一緒でしょう、考えは。そして、よりよい企業に来てもらうために、いろんなハードルを下げていく。団地を整備してある、高速道路が来れば、じゃあ取り付け道路をつくろうかと、それだけしてやろうと、それも優遇措置の1つだと。そして、武雄市の雇用を広げていく。単純に金だけ考えればですね、前まで一般質問で言ったんですけども、あそこに太陽光をつければ、それだけはペイしますよ。7年半ですか、計算すれば取り戻す。毎年2億ぐらい生みますよ。金だけではない。やっぱりいろんな夢をあな場所にですね、特に我々北方町は過疎の町ですので、あの町に素晴らしいものができていくと。

金銭以外の精神的なもの、いろんなもんあるんですね。そのために、企業のためにしてやるのがどこが悪いのかという意見を持っております。

以上で、賛成討論といたします、よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第81号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第81号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 諮問第6号

日程第18. 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

人権擁護委員の古場勝憲氏の任期が、平成26年3月31日をもって満了いたしますが、引

き続き古場氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

古場さんの経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

諮問第6号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。諮問第6号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第6号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

諮問第6号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

諮問第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、何ら異議なき旨を市長に答申いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第19 議提第3号

日程第19. 議提第3号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

議提第3号 武雄市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして御提案を申し上げます。

去る9月議会に武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例が可決をしたところでございます。24名になりました。それを受けまして、今回委員会の構成を見直すものでございます。現在7名で推移をしております総務委員会、それから福祉文教委員会、この2つの委員会を定数6とする改定でございます。

なお、施行日につきましては、今度一般選挙が執行されますけれども、その後に行われます委員会選出、このときからということになっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

議提第3号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

議提第3号は所管の常任委員会付託を省略をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第3号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議提第3号に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより議提第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議提第3号は原案のとおり可決されました。

日程第20 決議第1号

日程第20. 決議第1号 武雄市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

趣旨説明をいたします。決議案を読み上げて趣旨説明にかえさせていただきます。

平成11年、国旗及び国歌に関する法律が施行され、日の丸と通称されていた日章旗を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられました。国際社会において、各国の国民が交流し、友好を求め、平和を築くために相互の文化・伝統を遵守し、かつ、お互いの国旗と国歌に敬意を表することが大切である。

日の丸（日章旗）は、オリンピックなど大規模な国際交流の場において、国家の象徴として、多くの人に受け入れられているところであると。本市が諸外国との交流と友好を深め、

平和を築いていくためには、相互の文化・伝統を尊重することや、国家・国民の象徴である国旗国歌に対して敬意を表すること、また、日本国における地方自治の機関としても、地方議会として国旗を尊重することが当然と考える。また、我々武雄市議会も公式な場であり、武雄市の発展と市民融和の象徴である市旗と国旗を尊重するものである。よって、議場に国旗及び市旗を掲揚するものであるということで、趣旨説明にかえさせていただきます

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ございませか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

決議第1号の武雄市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議に対して、反対の立場から討論をいたします。

かつてこの問題は、初めて取り上げられる問題ではありません。これは数年前に、このことが提起をされて、議題になったわけではありませんけれども、各派代表者会議を何回も開いて、どうするかという意見が議長室で行われました。この決議を見て思い出したんですけども、最終的には、本会議場に掲揚するっていうことではなくて、議長室に掲揚するということで、一件落着を得たという経緯があります。

平成11年に国旗国歌に関する法律が施行されたわけでありまして、いわば本会議場ちゅうのは、言論の府であり、大いに意見の賛成、反対の意見を出す討論の場でもあるわけでありまして。

この決議の中に書いてあるような、国際交流の場やオリンピックなど、大規模な交流の場において、我が国のシンボルとして、日章旗を掲げることには異を唱えるものではありません。

（発言する者あり）そういう意味では、本会議場への掲揚については、いわば賛成反対それぞれあるわけでありまして、内心の自由を尊重するという立場から、この決議を行うことについては反対であります。

以上です。(発言する者あり) (「理由はなん」「意味がわからん」「ナインって何」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

○議長 (杉原豊喜君)

23 番黒岩議員 (発言する者あり)

○23 番 (黒岩幸生君) [登壇]

ただいま議長より、登壇の許可をいただきましたので、23 番黒岩幸生の決議第 1 号 武雄市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議について、賛成の立場から討論を行います。

何かおかしかでしょ。皆さんね、テレビの前ではよくですね、ただいま議長の許可いただきましたのでと言われるですね。私、一般質問で 1 回も言ったことなかとですね。じーってきのう考えよったぎ、あら、がん言うてみようかにゃあと、今思ったんですよね。

テレビの前と、ここと違ううちゅう態度はね、いかんって思うんですね。裏表があつたらいかん、だから今後は、私一般質問、毎回あるかは知りませんが、一般質問のときも、登壇の許可、当然得たから上がってくるんですかね、これは省きます。今はわざと言いました。

冗談はさておきましてもですね、きょうは 19 日ですよ。あと 2 週間もすれば、正月がやってきますよね。子どものときにはよく、もういくつ寝るとお正月、お正月にはたこあげて、こまをまわして遊びましょう、こう歌ったですね。若い人は知りませんが、ね、谷口さんね、我々年寄りによく歌ったもんです。

当時は今より、日の丸も多かったように思います。国旗掲揚されとったですね。最近は、また増えつつあると。先ほど、平野議員おっしゃったように、1999 年の 8 月 13 日やったですね、国旗国歌法に制定されてから、増えつつあると聞きますけれども、以前より少ない気がいたします。子どものころ、よく聞いた歌ですね。

1 月と言いますと、どうしてもこう思うのが、消防団員さんによる出初め式ですね。今年は 1 月 5 日ですか。1 月 5 日に、まず国旗が掲揚されて、そして消防団の団旗が入ってきますよね。団長さんはこっちにおんさあろうばってん、副団長さんですか、この山崎さんですかね。団旗に向かい頭中とおっしゃいますね、確かね。みんな静粛な気持ちで、団旗を見つめますね。帽子かぶっている人は敬礼をします。帽子をかぶってない人は、頭を下げたり注目します。ある人は帽子をとって、外国式に、胸に手を当てる人もいますね。その団旗、実際何なのか。考えたら、ただのきれですよ、ですよ。

皆さんは恐らく、すべての人はね、来春 4 月には、見事栄冠を勝ち取ってですね、それぞれの手に当選証書をいただかれると思うって、確信してます、みんながですね。私出ませんけどね。それは単なる、紙ですよ。しかし、その紙を大事に額に入れて飾ったり、ここで額に入れて議長さんから、こう誰か市長——誰からかな、もらえますよね、選管からですね。そのときの謙虚な気持ちは、ただの紙切れとは思わんでしょ。一緒だと思うんですよ。団旗

に向かい、頭中と言うときにですね。私は少なくとも、その団旗を見ておまして、本当に消防団の方は大変だなと思います。

きょうはいつもより暑かったですね。しかし、布団から出るのはやっぱ嫌ね、寒かときは。しかし消防団員の方は、文字どおり極寒酷暑の中、言葉どおりですよ。どんなに寒かっても、凍てつくような夜であっても、サイレンが鳴ればいち早く飛んで行かれるんですよ。そして消火に当たられる。

本当に水しぶきを浴びながらですね、寒い中、一生懸命人のために尽くされるんですよ。そういう姿が、団旗から見えると思うんですね。あるいはまた、極寒酷暑と言いますので、酷暑ですね。暑い盛り、夏季訓練をしますけれども、それよりもっとですね、猛火の中に、燃え盛る火の中、飛んで行かれるんですよ、消防団員の方は。身内だったら行くかもしれません。

きょうやったですか、きのうやったか千葉県ですか、子どもさんがね、1回自分出られた。しかし、おじいちゃん、おばあちゃんを助けにって入って行かれて、命を亡くされた、ですよ。そういう悲しい話でした。

しかし消防団員の方は、他人の生命や財産を守るため、飛び込んで行かれるんですよ。そして、助け出されるって。しかも、間違っ、燃え盛る梁の下敷きになって、殉職される方もおられます。本当にそういうことに対して、もちろん黙祷もごさいますけど、本当に大変だなという気持ちで団旗を眺めてるんですね。そのぐらいの活躍、皆さん方の当選証書がある裏の活躍ですね、それを見ながら頑張っていられると思うんですね。

先日テレビを見ておりましたら、東日本大震災のときにですね、これAさん・Bさんと言いますが、消防団員ですよ、Aさんから助けられたって話をなされた。これテレビ見られた方もおられると思いますけれども。

その方がおっしゃるには、消防団員のAさんが、私を高台に連れてきてくれた、連れてかれた、だから助かりましたって。そのときに、つい自分が、あ、Bさんがいないと言ったそうですね。Bさんはいない。そしたら、そのAさんは、そうね一って言うて、直ちに人命救助に、消防団員ですからね、魂ですよ。迎えに行っ、そして津波ですよ。亡くなられた話をされた。その方は、私がBさんがって言うたばかりに、Aさんが亡くなったって話ですよ。

そういうふうな、ぎりぎりのために消防団員の方が命をかけておられる、ということになりますと当然、自然とやっぱり団旗に向かっても、頭は私は下がりますね。そういう象徴的なものだと思いますね。

じゃ、国旗はどうか。国旗、日の丸ですね。国旗に対して、これも頭中っていうことでします、君が代も歌いますね。この国旗、中の真ん中、これは、私は太陽だと思うんですね。皆それぞれでしょう。私が太陽と思うのは、うちのお袋が、よく小さい頃ですよ、私に言っ

てたことですね。幸生、悪かことばすっぎいかんぞ。おてんとうさま、ごっとい見よらすて、どっけ行ってでん見よらすぞって。そやけんおてんとうさんの見よいやあけん、悪かことすっぎいかん。

地球も、地球から逃れられんと、地球もおまえばごっとい見ようぞって、おまえ自身が知っとろうが。つまりお袋は私に、天知る、地知る、汝知る、3人知っとうけんが、必ず悪事は、ばるっけんするな。うっさごと言うぎ口はひん曲がるぞ、こう言われて育ちました。今の若い人たちも、そういうことを言われてると思いますけども。私は、そのように育ったんですね。

もう一つは、明治天皇の言葉ですけれども、天岩戸神社、行かれた方おられますか、天岩戸神社、宮崎県ですね。あそこに明治天皇の碑があるんですよ。御存じの方、これは、神に向かいて恥じざるは人の心のまことなりけりって書いてあるですね。神様おるか、おらんか知らんですよ。神様に向かいて恥ずかしくないような姿、これが人のまことだぞと教えてあるんですね。天に向かいて恥じざるは人の心のまことなりけり。つまり人間、まことへの道なんですね。ね、松尾議員ね。まさに、まことへの道を進むんだと、これが人間なんだと教えてあるんですね。

そういうことを考えてきまして、ぜひですね1999年8月13日、先ほど、反対討論を言われましたようにですね、国旗として、国旗国歌法っていうんですか、制定された法律なんですね。そうであれば、今言いますように、この日本の国旗に向かいて恥ずかしくないような、武雄市議会でありたいと。武雄市の市旗に向かいて何ら恥ずかしくない、鏡としてそれに映し出された自分を見てですね、そして襟を正したい。そのためにですね、ぜひとも国旗市旗を掲揚したいと、こう思うんですね。

この大きな理由のもう一つは、武雄市議会は本当のこと言って、嘘が多い。ここに来て8年になりますけどね。それもテレビの前で堂々と嘘をつく。こういうこともやめていただきたいと思うんですね。やめていただきたい。今、首かしげられましたけどね。谷口問題がありましたよね、4本足のアヒル問題ですね。（「鶏」と呼ぶ者あり）テレビを見て、あっ……

○議長（杉原豊喜君）

鶏。

○23番（黒岩幸生君）〔続〕

鶏ですね。（笑い声）また間違いました。嘘やない、また間違いですね、ごめんなさい、ありました。

そのときテレビを見ていた人が私に、ちょうど私ね、伊万里でいなかったんですけど、ここで言いましたように、市長さんはいんにやっって言んしゃって、谷口さんは、許可をもらうたっって言んしゃって。そこまで言うないば、お互いもうちょっと詰め込んでね、谷口さんは、こうこうこうして、電話で聞いたですよと言われたら、先ほど言うように議長が確かめるこ

とができる。それは言われない。そうじゃなくて、やっぱりそこはお互い、真実は何かつちゅうこと出さなければならぬと思うんですね。

確かに、武雄市は歴史はあるかもしれませんが。北方町は、幸いか不幸かは知りませんが、ずっと――8期でしたかね、うちの町長さん変わらんかった。

武雄市はいろんなことあるでしょう。保守同士で与党・野党に分かれられるかもしれませんが。しかし、考え方はやはりびしっとこう、神に向かい恥じざるごとく、していただきたいと思うんですね。

私、ここで一般質問の中でですね、図書館問題も言いました、図書館問題。それは、まず1つは、条例問題。条例の中では、市長は指定管理者は提案できないって、ここで散々言われたんですね。だから、そのことに対して武雄市の場合は、よそは知りませんよ。武雄市の場合は、ちゃんと条例で市長が指定するってなってるやないかって話したんですね。だが、それ私が間違いであれば、テレビの前、言っておりますので、私が間違いであれば反論をすべきなんですよ、してほしい。間違ったら私が謝ります。反論がない。もし相手が、言った人が間違ったら、あ、勘違いでしたって、勘違いで結構なんですね。そういうことを言うことによって、武雄市の皆さん方の信頼が大きくなっていくと思うんですね。

あるいはまた、渡海文部大臣ですね。ね、石丸議員ね、渡海文部大臣。渡海文部大臣が、指定管理者制度は馴じまないと。言った。「決議と関係ある」と呼ぶ者あり）何かぶつぶつ言いよろ、あ、お疲れなら部屋に帰って寝て結構ですよ。お疲れならね。（発言する者あり）言論の自由を侵さないでください。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○23番（黒岩幸生君）〔続〕

ね、そう言われた。だから、そういうときにはですね、私が言ったのが間違いなら、ここ黒岩間違いやないか、言っていたきたい。

あれは、国会で答弁されて、難しいからね、なかなか指定管理者制度が少ないですもんねって言われたときの討論なんですよ。それを、私ここで言った。だが、私が間違いならば、それを指摘されればいいんですよ。もし勘違いで言われたのであれば、あ、この前、勘違いでしたとおっていきと思ったということですね。そういう武雄市議会であってほしいと思うんですね。

それから、市民の皆さん方の税金をいただきながら、今ぶつぶつ言われましたけど。言われながら、ここでこうやって討論してるわけですよ。

我々の歳費は、武雄市の皆さん方の税金なんですね。貴重な公金・税金です。

私は最初、ここで武雄市議会にお世話になったときの8年前、私は、費用弁償のときですね旅費規程、議会で研修に行くときに、委員会で研修行くときに、最初はですね、旅費規程

があるという話だったですね。旅費規程と実費が違うこと知っておりますので。当時、前田議員でした。前田議員が言われてきましたので、私は、実費でなければ研修に参加しないって言ったんですよ。実費。だから、私は初めから旅費規程をしておりますし、皆さんに対して強制したつもりもございません。実費ですね。今は実費でしょ。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○23番（黒岩幸生君）〔続〕

今は、実費になったんですね、いいことだと思うんですね。やはり先ほど言いましたように、神に向かいて恥じざるはのときです、やっぱり心痛かと思うですよ。実費はこがしこ、8万しかかかったらんと、10万もらうとかなったときですね、あとの2万もらうて、腹の痛かと思うですよ。だから、そういうことであってはいけないと思うんですね。

著作権問題、先ほど言うたとおりですよ。議事進行の中で言いましたけれども、大変な問題なんです、著作権というのはね。それを、私は身をもって話を聞いているからなんですよ。

繰り返しますけども、うちの縁戚にあたるのがですね、会社でポスターをつくったんですね。そのポスターの隅っこに、ほんと虫眼鏡で見なきゃわからないような風景の中にですね、小さな看板があったんですよ。その看板の許可をとってなかったんですね。これ著作権の侵害、肖像権の侵害で莫大な金、取られたんですよ。どこかって言われたら、ちゃんと名前を言いますけどね。だから私、それがあったもんですから、それまで勝手に使いよった、つくりよった。それを聞いたから、私、佐賀新聞を使うときも聞いたんですね、どがんすつぎよかるかって言って。そしたら、ちゃんととってくださいと。とれば許可しますよと言われてました。もちろんですね、私もどうしようかなあと思ったばってんが、それを使うまいと。コピーできないんですよ、皆さんね。当たり前でしょ。もしコピーができればですね、週刊誌1部買うて来るでしょ、コピーして売ったらどうなりますか。新聞も一緒ですよ。それが著作権なんですね。だから、そういうこともお互い言いながら、そして市民の皆さんにわかりやすいような、そういう議会運営をしてきたつもりであるですね。

だから先ほど言われるように、提案理由の中、説明の中で言われるようにですね、公式な場所、先ほどは、平野議員さんは、公式な場所というよりも、議長室に飾るかね、なされましたけども、やはり我々いつも会う、言論する公式な場所にですね、やはり掲揚すべきだと言われた松尾議員の気持ちに、これに賛成するところですね。

ここに書いてありますけど、オリンピックとか大規模な国際交流場においては、必ずこれまでも国旗が、日の丸が飾られてきた。だから、公式な場所のここにも飾ろうという気持ちを言われたところでございますし、それに賛成するものでございます。

先ほどですね、思想信条の自由が侵されると、こういう話がなされたんですね。思想信条の自由が侵されると。ここは討論の場だから、ふさわしくないとは言われましたけど、私は

ですねこれは全く違うと思うんですね。立場の違い、考え方の違いだと思いますけども。

佐賀市内を見てもみますとですね、実は結構揚がっとうとですね。佐賀県内、ごめんなさい、佐賀県内を見てもみますと、佐賀市が国旗と市旗ですね。唐津市も国旗と市旗が揚げられております。鳥栖市も国旗と市旗、多久市も国旗と市旗が揚げられております。小城市も一緒ですね、嬉野市も国旗と市旗だというふうになってます。

これだけあるのにですね、いやあ、うちは言論の自由に侵されとうばいってという話を聞いたことなかですね。国旗の上がったばっかいに、ちょっと最近な共産党さん、討論しやらんごとなつたばいっちゅう話も聞きません。だから決してですね、侵されているとは思いません、と思うんですね。

当たり前のことですけども、国旗、あるいは市旗は物ですよ。これ自身が意思を持つわけがないわけですからね。鏡と一緒にだと、自分の鏡を照らし合わせることだと思うんですね。

実は、国旗国歌と言いますと、いつも問題になってくるのが、靖国神社問題ですね。

私は戦犯が合祀されとりますので、戦犯には頭を下げる気持ちはございません。しかしですね、先日私の友人と、ちょうど伊万里のことでですね東京に行ったときに、時間が余ったんですね。それで、それまで何すっかって、3時間ぐらいあるばってんって話から、実は靖国神社行こうと思うとうばってん、黒岩さん社会党やけ、来んじゃろって言われた。行くとは行ってよかばいと、行ったですね。そして一通り拝んで、資料館に行ったんですよ。資料館に行かれた方は余計おると思いますけどね。資料館ね。

特攻は15からですかね、議長さんね。15からの子どもたちがね、母上様と書いてあつてですね、いろんな手記がありました。父上様でなかったごたあね、ほとんど母上様ですよ。国を守るため、お母さん元気でおってください。あれを見てですね、私は涙をぼろぼろ流した。そして思ったのは、若い命を摘み取って、何がお国のためかと。それ一致するところですね。だが子どもが行くよりも、孫が行くよりも、お父さんが行くよと、じいちゃんが行くよっちゅう、話になると思うんですね。これは、この思想こそは、私は反戦平和の思想だと思うんですよ。あの遺書を見て、手紙を見てですね、戦争しゅいと思うもんな、おれはおらんで思う。

それでそのとき、もう一人の方がね、黒岩さん、これつけてますけども、日の丸つくんねと言われた。平和のためにね、平和を守るために、おれはつけようと思ったんですよ。日の丸つけたこと今まで1回もない。しかし靖国神社に行って変わった。知覧特攻記念会館ですか、そこにも三夜待ちで行ったんですよ、三夜待ちで、夫婦で行きました。そしたら、本当に今言いましたようなですね、子どもたちの、自分の子供ですよ。やっぱ戦争しちやいかんのって感じていて、バスの中で帰るときみんながですね、今後戦争しゅいって一人もおらんですよ。だから、もっともっとみんな考えていただきたいのが、あそこは逆に、私だけには思うんですね、反戦・平和の砦だという気もするんですよ。しかし戦犯に拝む気はないで

すよ。

しかし、母上様と書いた子どもたち、これを思うときにね、やはり国旗を見て、そういう誓いをしようという気が起こったのは事実でございます。

よく石川五右衛門の話が出されますけれども、石川五右衛門は、かまゆでの刑があったと、事実知りませんよ、石川五右衛門がおったかおらんか知りませんが。石川五右衛門は、自分が下からかまゆでされますのでね、熱くなったから子どもを足の下に敷いたという人もおるでしょう。しかし、最後の最後まで、自分の足がたれようが、お互い死ぬとわかって、子どもを上げとったという考えが、私は人のまことだと思えますよ。

小鳥の話をよくします、よく聞きますけども。小鳥が、親子の場合ですね、力がない、鷹からねられる。今、山口裕子議員がうなずいていただきましたけどもね。鷹からねられた親鳥はどうするかって。怖いですよ、鷹がねらっている。しかし子どもと離すために、自分は傷ついたふりして、だんだんだんだん子どもから離れていくんですよ。これが子を守る気持ちです。何も教育を受けない小鳥だって、それをします。

そう考えたときに、もとに戻りますけども、靖国神社のあの母上様と見たときにですね、やっぱり子どもばやられん。反戦平和の砦だと考えたところでございます。そが言いうばってん、戦犯の合祀されとうやっかって、これもありましょ。私当初言いましたように、その戦犯と言われる方々には、頭を下げる気持ちにはなりませんし、神格化する気持ちもありません。

ただ、このことだけ言いたいのは、実は私の姉婿、佐賀にいますけど、古賀と言いますけども、その弟が、裁判官をしてたんですね。供養のときにその裁判官の方、弟さんとお坊さんと私と一緒に、まあ一杯飲みながらでしたけども、話をしました。裁判官と話すこと、まづなかですね、初めてのことでした。

私がおの方に言ったのは、兄さんって、少年法の軽すぎりゃせんやと。少年法はあんま軽かばいって。人ば殺すぎ、やっぱり少年と言えども、死刑にすべきじゃなかつちゅう話をしたんですね。そのとき、皆さん方は覚えておられると思いますけど、佐賀でのバスジャック事件。広島で逮捕されたですね。（発言する者あり）出ていってもらってください。されたですね。私よりもっとひどい討論されますからね。（「関係ありますか」と呼ぶ者あり）関係あるもんかって言うんですよ。（「議長どうしますか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。続けてください。

○23番（黒岩幸生君）〔続〕

耳が痛い人は耳に栓しとってください。

そのときにですね、私は少年法はね、厳しすぎやないかと言った。そしたら、お兄さんはそのときに、広島県の裁判官をしてたんですよ。そして、後輩の指導に当たってた。佐賀

からのバスジャックを見て、自分の今までの裁判官の生活が試されているようだとされた。その方に、私は少年法が厳しすぎるじゃないかと言ったんですよね。そしたら、その方がおっしゃるには、私は酒鬼薔薇何とかの、校門の前に置いたもののおおですよ、極悪非道のね、あれを裁いたって言われるんですよ。そのとき何と思ったかって。私が少年法は軽すぎると言ったときですよ。審理を進めていけば、子どもだけが悪くないって。ね、環境、親、環境、「議長、異常だよ」と呼ぶ者あり）そういうものが悪いと思う、言われたんです。しかし、裁判の刑というのは、子どもだけにしか科せないですね。（発言する者あり）つまり親は、罰せられないと。人ば異常呼ばわりしてますけれども。人を罰せられないと。戦犯に対しても一緒なんです。戦犯に対しても。私そういう考えを持ってるんです。すべてじゃあ戦犯だけが悪いのか、国民は全く悪くなかったのか。物の考え方、立場の違いでこれだけ違うってことはね、やっぱり考えなきゃならないと思うんですよ。

立場の違いでもう一つですけども、うるさいと言われてますけど。大人の誕生日、これ前ここで説明、教えたかわかりませんが、大人の誕生日というのを、そのときの和尚さんが言った、大人の誕生日。二十ぐらいまでは大体覚えとらばってん、二十からは誕生日は自分でしなさいちゅう話なんです。二十からは誕生日は自分でしなさい。

それは、例えば 60 になるぎ、きょう私の誕生日ばいと、皆さんのおかげね、ここまで来たけんが、ケーキば買って来たばい、そういう考え方に立つべきだ。腹も立たんちゅうことですね。一つ間違えば、きょうおいが誕生日ばいて、誰も祝うてもくれん、という話になりがちですね。

だから視点の置きどころで、先ほどの国保も一緒ですね、決算も一緒ですよ、視点の立場で、こう、まやかしをされてるちゅうこと、我々はちゃんと看破しなければならぬと思っております。

急げっていうことで急ぎますけれども、そういうことで相棒がですね、相棒っちゅうぎいかんやったですね。松尾議員が——何ですか、出すということでございまして、私も日の丸について調べてみました。勉強してみました、歴史を調べてみました。そしたら、びっくりするですね、1300 年前から日章旗ちゅうとはやっぱうたわれとるですね、1300 年前。

701 年は、大宝元年って言うんです、大宝ですよ。大宝律令ということがございまして、701 年ですよ。我が国最初の体系的な法律だと言われております。ここにですね、日章旗をかたどられた旗がすべて 1300 年前からあったちゅうことなんです。

1635 年、寛永 12 年ですよ、江戸幕府が建造した船ですね。いろいろありますけど、天下丸などにも日章旗、これが幕府は公用船、公で用いる船として用いてたつていうんですよ。1854 年、嘉永 7 年、日米和親条約調印後にですね、外国船と区別するために日の丸の、当時はのぼりが掲げられていた。1859 年、安政 8 年ですね、のぼりから旗へと変わった。1859 年ですね。これが事実上、日章旗が国旗としての地位を得た瞬間でございまして。1870 年、日

章旗を日本船の目印とする。1870年ですね、そう商船規則に制定をちゃんとされているんですね。

それから、これは谷口議員と一緒に連れて行っていただいたんですけど、戊辰戦争の話ですね。戊辰戦争の折にですね、官軍が錦の御旗っていうんですか、錦の旗と。幕府が日章旗を使ったんですね。官軍は勝った、ということから少しばかりですね、紆余曲折してこの日章旗が悪用されたり、いろんなことがされた時代もあるということで聞いております。

悪いのはそれを利用した我々であって、人間であって、日章旗には罪ないんですね。皆さんの当選証書に罪ないのと一緒ですよ。

その後、1999年、平成11年8月13日、国旗国歌法により正式に国旗は日章旗となったという歴史を持っております。

このように、提案者が言われるように、法律制定前も慣習法としてずっと来てたっていうのは御存じですね。ここでも触れましたけども、内村航平選手やったですかね。ロンドンオリンピックを、誰でも歓喜したやなかですか。ここでその話したですよ。日章旗を持って走っている人もおる、胸に手を当てる、あの瞬間は少なくとも皆さんね、これが侵略かと思った人もおるかわかりませんが、私はほほ笑ましい姿で、それを見ておりました。

そこで、主張いたしますけれども、武雄市議会としてはですね、まず法律を遵守する。あるいはまた議決を守る、そのあかしとして日章旗や、あるいはまた市旗を掲げたい。さらに我が国の歴史文化を愛する心、そして伝統を守る、守り育てていく、慣用してく、こういう姿勢を国旗にあらわしたい。さらに、武雄市の歴史文化を愛して、そして伝統を守るために、武雄市の市旗もここに掲揚したい。そしてそれを、かがみとしてですね、我々は今後、襟を正していこうという気持ちですね、ぜひとも掲げたいと思うんですね。

この国旗、あるいは市旗を、かがみとして、意志を持ちませんのでね。我々の心を反映する物として、そしてここにいてもらって、そして市民のための、本当の意味での市民のための武雄市議会になってほしいと思います。間違ってもこれまでみたいにですね、政争の町の武雄と言われぬように、今後頑張っていただきたいと思います。

繰り返しますけれども、神に向かい恥じざるは、人の心のまことなりけりとありますので、皆さん、それぞれ良心持っておられますので、ぜひともですね、この一つだけでいいですから覚えていただいて、そしてそういう意味を持って、国旗あるいは市旗の掲揚をされることを、心からお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

26番江原議員（「うるさい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（笑い声）

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま提案されました決議第1号 武雄市議会議場に国旗及び市旗を掲揚する決議に、反対の討論を申し上げる次第であります。

長々先ほど、賛成討論を申し上げられましたが、第1に、市議会運営については、これまで常設の議会運営委員会があったではありませんか。しかし、今回この決議上程に対しましては、何らそのルールも踏みにじって、議会運営委員会も開くことなく、本決議案が提案をされとります。これはまさに、武雄市議会の自殺行為と言わざるを得ません。（「ちゃんときょうしたろうが」と呼ぶ者あり）第2に、（「きょうしたたいのう」と呼ぶ者あり）国旗国歌の法律制定については、これまでも日本国の国論を二分する問題でありました。

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、議会運営委員会には、きょう朝、かけてますよ。

○26番（江原一雄君）〔続〕

いや、それは言葉だけでしょ。

○議長（杉原豊喜君）

言葉だけじゃないですよ。（発言する者あり）（「何が言葉だけか」「全会一致やけん…」と呼ぶ者あり）その部分はね、議事録に残りますよ、いいですか。（発言する者あり）

○26番（江原一雄君）〔続〕

いいですよ。（発言する者あり）先ほどね……（発言する者あり）いや、これ、だから、ちゃんと……（「訂正、訂正」「訂正しろよ」「訂正せんか」と呼ぶ者あり）この決議案については……

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、議運にかけていますよ。その部分は、訂正してください。

○26番（江原一雄君）〔続〕

はい、じゃあ議運にかけたと。でもそれは、あまりにも私は拙速だと言わざるを得ません。（「ちゃんと話したろうが」と呼ぶ者あり）この問題については、まさに国論を二分する問題であります。（「二分はせん」と呼ぶ者あり）二分してます。（笑い声）

先ほど、平野議員も反対討論で主張しましたように、強制するものではありません。まして、（発言する者あり）先ほどオリンピック等、あるいは国際競技の中で日の丸が引用されているのは、それは、国をあらわす意味で一定の方向として、法律に基づいて示されているわけですから、……（発言する者あり）理解できるものであります。この間、全国で、そしてまた佐賀県内での議会の様子も、先ほど、るる申し上げられましたけれども、それも明らかに強制ではなかったでしょうか。

本来、私は市議会運営については、（発言する者あり）すべて常設の議会運営委員会に付託をして、……（発言する者あり）十分議論をし、勉強をし、（発言する者あり）そして結論を出すべき課題だということ。まさに今回の決議の提案は、多数で提案されておりますけれども、十分な議論、議会運営委員会での議論が何ら行われていない……（「またそがんこと言う、したって言いよったやん」「さっき言うたよ」と呼ぶ者あり）そういうことを、言わざる

を得ません。よって、この決議の提案については、反対を申し上げ、討論にかえるものであります。（「訂正ばさせてから、おろさんば」「議会運営の問題じゃなかろうが」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

江原議員、先ほど言った、議運にはかけていますのでね、そこら付近、削除いいですか。
（「先ほど言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

〔23番「議長、議事進行」〕

23番黒岩議員（「全くわかっとらん」「全会一致してくんさあぎのう」と呼ぶ者あり）

○23番（黒岩幸生君）

議運に、諮られてないっていう話がございます、今議長は後ろのほうからですね、議運に諮らたって言われる話されてるんですね。

私が、討論しているときには、まあ長すぎるちゅう話されたか、関係ないって話もなされましたけれども、私はすべて関連づけたつもりですけども。

議長が、私は、松尾議員から議運に諮らたって話聞きました。私も、同じ会派ですのでね、どういう提案をしようかってのは聞きましたので、いろいろな話の中でですね、私も長年経験ありますし、横でなんか言ってますけどね。それはやっぱりちゃんと訂正されたほうがね、いいと思う。勘違いかもわかりませんからね、江原議員がね。だからそこはちゃんと精査して、それこそ精査して間違いであれば、間違えたと、ちゃんとしとうと、今後のためになると思いますので、議事進行よろしくお願いします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってくださいよ。今の議事進行については、今回の決議につきましては、要件を満たしているわけですよ。要件を満たしておりますので、議会運営委員会に、議案として取り上げると、日程に追加するというので今朝かけさせていただいて、議会運営委員会は、通ったのは全会一致で通ったと思うんですよ。（発言する者あり）これを、議運にもかけていないって言うのは、やはり議員が認識不足ですよ。もっと勉強してくださいよ。（発言する者あり）（「やり方が違うんですよ」と呼ぶ者あり）

25番平野議員（発言する者あり）（「昼飯でも食ってからゆっくりすつか」と呼ぶ者あり）

○25番（平野邦夫君）

決議を見たのは、議会運営委員会に入ってからですよ。私の頭にあるのはですね、これが初めての論議じゃないんですよ。先ほど討論で言いましたけどね。かつても……（「議事進行よね」と呼ぶ者あり）こういう大事な問題は、各派代表者会議で、

〔市長「うん、議事進行やろうもん」〕

何回も何回も意見を重ねきて、それで結論を得た、

〔市長「ルール守れよ」〕

というのはあえて紹介したでしょ。そういった意味では、議会運営委員会にかけて、何も意見言わないんだからね、それでいいのかと。確かに、要式は満たしていますよ。

本来ならばね、例えば 26 名中、24 名サインしてるわけですから、私たちにも何も相談あってませんよね。(発言する者あり) だから、きょう議会運営委員会に来て初めてあの文案見だし、二十数名が提案者になつると、私と江原議員除いてはね。それはね、やっぱり議회를民主的にやっていく上では、(発言する者あり) きょうの 9 時半ですよ、議会運営委員会開かれたのはね。そのことは……(「中での議事進行はだめよ」「だから議長にどうかって言わんと」と呼ぶ者あり) 聞きなさい聞きなさい。だから、そういった意味ではね、やっぱもっと、時間をかけてやるべきだと、(「かけたけんでせんたい」と呼ぶ者あり) そういう内容を含んだ議会運営委員会での論議じゃなかったという指摘なんですよ。(発言する者あり)(「なんば言いよう」と)

[12 番「議長」]

○議長(杉原豊喜君)

12 番吉川議員

正午過ぎておりますけど、継続をさせていただきます。(発言する者あり)

○12 番(吉川里己君)

今朝ですね、議会運営委員会を開催してですね、(発言する者あり) ちょっと静かにせんか。

○議長(杉原豊喜君)

静かにしてください。(発言する者あり)

○12 番(吉川里己君)[続]

この決議の件についてはですね、提案がなされたということで、取り上げさせていただきました。本会議で上程をするということで、全会一致でこれ、議会運営委員会通ってるんですね。その中に、この共産党議員の平野議員もおられた。一言もそのことに対してはですね、意見なかったんですね。全会一致で通ってきたわけでありまして。何ら、議会運営委員会に瑕疵はございませんので、このまま通していただきたいというふうに思います。(「反対討論ってちゃんと私が主張しよるわけだから」と呼ぶ者あり)

○議長(杉原豊喜君)

私も……(発言する者あり) 議会運営委員会の報告を受けてですね、全会一致で通ったと、議事日程に追加することは、通っております。(発言する者あり)

21 番牟田議員(発言する者あり)

○21 番(牟田勝浩君)[登壇]

決議、武雄市議会に国旗及び市旗を掲揚する決議に、賛成の立場で討論をします。やっぱ、掲げんぎいかんですね。きょうみたいな、今みたいな討論。例えば先ほど、議運にかけてな

いっていうのも、もう堂々と言う。何で。

ここは、日本は民主主義国家ですよ。共産主義国家でもない、民主主義国家です、日本は……

〔市長「無法地帯、ここ無法地帯」〕（発言する者あり）

民主主義の学校と言われる、通常言われるのは、地方議会って言われております。さっき黒岩議員が言われてたときに思いました。我々入るときに一礼しますよね、出るときも一礼しますよね。あれは、もちろん議長に対しても、一礼はしてるんですけども、この議場、民主主義の学校って言われる議場に対して一礼をしております。その議場に国の国旗を置くのは、何らおかしいことではありません。

先ほど、国を二分して賛成反対って、二分なんてしてないですよ。（発言する者あり）一部の人たちが、本当に反対してるだけです。多くの方は、やっぱり国旗を国旗と認めてるんですよ。国歌もそうです。

えっとね、一つだけちょっとデータ言いますね。今の高校生、ちょっとこれ、ネットで見たんですけども。高校生、国旗国歌が流れたら、起立する高校生、日本二十数%、アメリカ97%。それだけね、日本の国旗、まあ国歌に対してもそうなんですけども——対して、おろそかになっている。じゃあ、今の日本はどうなってるのか、だんだん道徳が乱れ、だんだん規範が短くなりました。我々は国があって、国が守ってくれるからこそ、こうやって享受できております。私がこうやって太っているのも、ひよっとすると日本のおかげかもしれません。そうですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

よそのね、国、二十数億人がトイレさえもない。その中で、亡くなってる。その中で、この日本という国があって、我々はいろんな議論をし、いろんなことをやって、いろんな享樂も受けてます。そういう中で、その民主主義の学校と言われる、この議場に国旗を置くことは、何ら問題もなく、むしろ置くべきだと思います。皆様方の御賛同をお願い申し上げます。（発言する者あり）

〔市長「よかこと言う。よかった」〕（「短かったけんやろ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより決議第1号を採決いたします。本案は起立により採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中継続調査申出について

日程第21. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申し出が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 25 年 12 月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12 時 11 分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 山 崎 鉄 好

〃 議 員 山 口 昌 宏

〃 議 員 松 尾 初 秋

〃 議 員 平 野 邦 夫

会 議 録 調 製 者 松 本 重 男